

平成25年8月19日  
周南社協要綱第97号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
周南市高齢者生産活動センター配分金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う周南市鹿野高齢者生産活動センター（以下「高齢者センター」という。）の参加者の生産活動に伴う配分金に関し、必要な事項を定める。

(配分金)

第2条 高齢者センターの生産活動収益金（売上金から本会公益事業管理運営規程第8条及び第9条第1項の額を控除した額）は、全額を参加者に配分する。

2 配分金の額は、高齢者センター運営会議において決定する。

(特別配分金)

第3条 第2条第1項の規定により、特別配分金を配分することができる。

2 特別配分金の額は、高齢者センター運営会議において決定する。

(配分金支払日)

第4条 参加者が生産活動をした場合の配分金は、毎月末日で締切り、翌月6日に現金で支払うものとする。ただし、締切日及び支払日が土曜日、日曜日及び祝日にあたる時は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた前日とする。

(特別配分金支給日)

第5条 参加者が生産活動した場合の特別配分金の支払日及び算出期間等は、原則として次のとおりとする。

(1) 上半期特別配分金 12月6日（算出期間は、4月1日から9月30日）

(2) 年末特別配分金 1月6日（算出期間は、11月1日～12月31日）

(3) 下半期特別配分金 4月6日（算出期間は、10月1日～3月31日）

2 特別配分金は現金で支払うものとし、締切日及び支払日は、第4条ただし書きの規定に準用する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、配分金及び特別配分金に関する必要事項は、高齢者センター運営会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月26日から適用する。